



答 申 第 4 号
平成6年12月22日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 丸 山 健

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問
について（答申）

平成6年10月20日付け森-520で諮問のこのことについて、別紙のとおり答申します。

1. 「林地開発行為許可申請について（伺い）の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第4号）

審査に当たっては、異議申立人から異議申立書（別紙「資料1」）及び及び非公開理由説明書に対する意見書（別紙「資料2」）に基づき、異議申立ての理由及び意見を聴取するとともに、実施機関（森林土木課）から非公開理由説明書（別紙「資料3」）に基づき、非公開の理由を聴取し、非公開対象公文書を個別的具体的に審査した結果、以下のように判断する。

1 審査会の結論

「水利権者の同意書中の住所、氏名及び印影」（以下「氏名等」という。）を秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号（個人に関する情報）に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

2 理 由

(1) 条例第6条は、非公開基準を定め、その第1項第1号本文は、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものは公開しないことができると定めているところ、本件同意書には個人の氏名等が明示されており、これによって特定の個人が容易に識別されることから、同意書中の氏名等は個人に関する情報に該当する。

(2) 条例の同号但書は、本文の非公開に対する例外として（一）ないし（三）を規定し、そのいずれかに該当するときは公開を義務づけているので、以下にこの点を検討する。

本件同意書は、法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるものでもなく、また公表することを目的として実施機関が作成し又は取得したものでもないから、本号但書（一）及び（二）には該当しない。

本件同意書は、林地開発行為許可に際して実施機関から取得した情報であるから本号但書（三）の前段に該当する公文書ではあるが、その公開のためには、後段の「公開することが公益上必要と認められるもの」であることを必要とするところ、異議申立人は、その意見聴取に当たり、本件同意書の氏名等の公開の必要性について、その作成名義人を知り、かつその者に同意書の撤回を求めるのが目

的である旨を陳述するところである。

およそ公文書の公開に当たっては、実指揮官は県民の公文書の公開を求める権利が十分尊重されるように条例を解釈し運用しなければならないものであると同時に、他方においては個人に関する情報が十分保護されるように最大限の配慮が求められているものである。したがって、異議申立人が単に本件同意書の氏名等を知りたいということだけでは、公開の公益性は到底認め難いところである。本件同意書の作成者に対して同意書の撤回を求めるためという目的については、同意書の撤回が法律上ないし事実上、いかなる効果をもたらすことになるのか必ずしも明らかではないし、同意書のうち氏名等を公開する必要性についての公益性は容易に首肯し難いものがある。その反面において、個人のプライバシーは最大限尊重されるべきであり、いたずらに侵害されることがあってはならないことは言うまでもない。そうすれば、異議申立人の氏名等の公開の必要性と本件同意書の作成者個人個人のプライバシーの保護を比較衡量するとき、氏名等の公開の必要性を肯定するまでには至らないものというべく、したがって本号但書（三）にも該当しない。

審査会の要望

環境にかかわる行政は、生活と自然に及ぼす影響も大きいことから、地域住民の関心も高く、また、多くの法令等の規制の下に実施されているところであり、事務事業実施に際しては、総合行政の観点に立ち、関係各部の連携を一層密接にして対処することを審査会として要望する。

秋田県公文書公開審査会委員名簿

区分	氏名	職名	摘要
会長	伊藤彦造	弁護士	
会長代理	藤川浄之	秋田魁新報社専務取締役	
	古田重明	秋田経済法科大学法学部長	
	西台満	秋田大学教育学部助教授	
	平川信夫	弁護士	

※任期（自平成5年10月19日～至平成7年10月18日）